

## 参照条文

### ○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者について交流採用をして職務に従事させることにより行政運営の活性化を図るため、交流派遣及び交流採用（以下「人事交流」という。）に関し必要な措置を講じ、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「職員」とは、第十四条第一項及び第二十四条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

一 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社

二 信用金庫

三 相互会社

四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類するものとして人事院規則で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によって得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

イ～ニ （略）

五 （略）

3～5 （略）

### ○ 人事院規則 2 1—0（国と民間企業との間の人事交流）（抄）

（官民人事交流法の対象とする法人）

第四条 官民人事交流法第二条第二項第四号の人事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 信用金庫連合会

二 労働金庫

三 監査法人

四 弁護士法人

- 五 医療法人
- 六 学校法人
- 七 社会福祉法人
- 八 日本赤十字社
- 九 消費生活協同組合
- 十 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人
- 十一 一般社団法人及び一般財団法人